

議第 2 号

令和 7 年度教育委員会基本方針について

令和 7 年度教育委員会基本方針について、別紙のとおり決定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 布 川 敦

令和7年度 鶴岡市教育委員会基本方針

○令和7年度 鶴岡市のめざす教育

鶴岡市は、庄内平野、赤川、出羽三山、朝日連峰、日本海など、美しく実り豊かな自然に恵まれ、城下町として、あるいは、全国でも有数の稲作地帯として、長い歴史の中で人を育て、文化を生み出し、産業を興し、豊かな地域を築きつつ、今日まで発展してきました。

このような歴史・文化・風土を精神的な支えとして、鶴岡市教育委員会は、第6次山形県教育振興計画（後期計画）を踏まえつつ、第2次鶴岡市総合計画のめざす都市像『ほんとうの豊かさを追求する みんなが暮らしやすい 創造と伝統のまち 鶴岡』の実現をめざします。

そのために、学校・家庭・地域社会が多様性を認め合い、お互いに心を通わせながら学びの教育環境を整え、それぞれの機能を発揮し、個々人の人格の完成をめざし、「教育目標」を設定して、その実現に努めます。

≪教育目標≫

ふるさと鶴岡を愛し未来をひらく、
いのち輝く人づくり
いのち輝く市民が躍動する環境づくり

≪教育方針≫

- 1 逞しさ・優しさ・賢さを育む学校教育の推進
- 2 市民の多様な学習環境づくりの推進
- 3 豊かな感性を育む文化芸術の振興
- 4 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の推進
- 5 教育関係施設の適切な維持管理と最適な配置の推進

議第 3 号

市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について

令和 7 年 3 月市議会定例会に提案する教育委員会に係る議案について、市長から意見を求められたため、鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年鶴岡市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 項の規定により、議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 布 川 敦